

YNUメールアカウント（学生用）利用規約

平成 29 年1 月 23 日
情報化統括責任者(CIO)
裁定最近 令和元年9月5日

（目的）

第 1 YNUメールアカウント（学生用）サービス（以下「本サービス」という。）は、横浜国立大学（以下「本学」という。）が、本学の学生を対象として在学中に利用できるメールアドレスを提供することにより、本学からの情報提供及び在学生同士の交流等を行う機会を提供することを目的とする。

（利用者）

第 2 本サービスを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本学学生
- (2) 本学に配属された東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科在学生

（サービスの概要）

第 3 本サービスで本学が利用者に付与するメールアドレスは次のとおりとする。

個人の場合：苗字-名前-ランダムな2 文字@ynu. jp（全て半角英字。）

（例）横濱太郎さんの場合：yokohama-taro-xy@ynu. jp

2 本サービスでは、メールシステムに日本マイクロソフト株式会社が教育機関向けに提供している Office365 Education を利用し、多要素認証を必須とする。

（規約の遵守）

第 4 本サービスの利用にあたって、利用者は本規約を遵守する義務を負う。

（利用料金）

第 5 本サービスは無料で提供する。ただし、利用者が契約しているプロバイダーの接続料、電話料金等は利用者の負担とする。

(サービスの停止等)

第6 本学は、次のいずれかに該当する場合、利用者に何らの予告なしに本サービスを一時停止することがある。

- (1) 本学設備に障害が生じた場合若しくは保守・管理等の作業を行う場合
- (2) 日本マイクロソフト株式会社においてOffice365 Educationのサービス障害が生じた場合
- (3) その他サービスの提供を維持することが困難な場合

2 本学は、諸般の事情により、利用者に何らの予告なしに本サービスを一時的に停止若しくは終了する場合がある。

3 本学は、利用者が次のいずれかに該当した場合、当該利用者への本サービスの提供を停止し、アカウント上に保存されている全てのデータを一定期間後に消去するものとする。

- (1) 利用者が卒業（修了）した場合
- (2) 利用者が除籍、退学又は死亡した場合
- (3) 利用者が第7（禁止事項）に掲げる行為を行った場合
- (4) その他情報化統括責任者(CIO)が利用不相当と判断した場合

(禁止事項)

第7 利用者は本サービスの利用にあたり、次に定める行為を行ってはならない。

- (1) 営利目的のために利用すること。
- (2) 本サービスによって利用者に提供された情報を、第1に規定する目的以外の目的で使用する
こと。
- (3) 誹謗、中傷、わいせつ及びこれに類する文書・図画などを頒布すること。
- (4) 他の利用者のメールアドレス又はパスワードを不正に使用すること。
- (5) パスワードの使い回し又は過去に使用したことのあるパスワードを再利用すること。
- (6) 虚偽、架空の身分等を詐称すること。
- (7) 本学又は第三者に対し迷惑な行為を行う若しくは不利益を与えること。
- (8) 本学又は第三者の財産権、プライバシーその他の権利を侵害すること。
- (9) 第三者の個人情報を無断公開すること。
- (10) 犯罪行為及びそれに結びつく行為並びに公序良俗に違反する行為を行うこと。
- (11) 本サービスの提供に支障をきたすおそれのある行為その他本学が不相当と判断した行為
を行うこと。

(個人情報保護)

第8 本学は、本サービスによって取得される個人情報について、本学の保有する個人情報保護に関する規則等に則り適切に管理し、法令等に定める場合を除き、本人の同意なしに第三者にこれを漏らし利用しないものとする。

(免責事項)

第9 本学は、本サービス利用中に生じた利用者及び第三者の損害や不利益に関し、一切の責任を負わないものとする。

2 本学は、本サービスの一時停止又は終了により生じた利用者及び第三者の損害や不利益に関し、一切の責任を負わないものとする。

(統計情報の公開)

第10 本サービスに関わる利用者数等の統計情報（個人情報に関するものを除く）について、本学が必要と判断した場合、これを公開することがある。

(損害賠償)

第11 利用者が本規約に反した行為により本学に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(規約の変更)

第12 本学は、利用者の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとする。

附 則

この規約は、平成29年2月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成30年6月5日より施行する。

附 則

この規約は、令和元年9月5日より施行する。